（純資産額）

第三十二条　法第十四条第二項ただし書の純資産額は、最終の貸借対照表上の純資産の額とする。

第七章　共済事業の廃止及び合併

第一節　共済事業の廃止

（共済事業の廃止の承認の申請）

第三十三条　共済団体は、法第十五条の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に、次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　理由書

二　共済事業の廃止を決議した社員総会若しくは評議員会の議事録又はその謄本

三　最終の貸借対照表

四　当該共済団体が実施する共済事業の共済契約（次条第二項各号に規定する共済契約を除く。）がないことを証する書面

五　当該共済団体が実施する共済事業の次条第二項各号に規定する共済契約があるときは、当該共済契約の処理方針を記載した書面

六　共済会計における剰余金の使途を記載した書面

七　その他法第十五条の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（共済事業の廃止の承認）

第三十四条　行政庁は、法第十五条の規定による承認の申請があったときは、共済事業の廃止が、共済契約者等の保護に欠けるおそれがないものであるかどうかを審査しなければならない。

2　行政庁は、当該共済団体が実施する共済事業の共済契約（次の各号に掲げる共済契約を除く。）がある場合には、法第十五条の規定による承認をしないものとする。

一　法第十五条の規定による承認の申請（次号において単に「申請」という。）の日において既に共済事故が発生している共済契約（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）

二　申請の日において既に共済期間が終了している共済契約（申請の日において共済期間の中途で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）

第二節　合併

（合併の承認の申請）

第三十五条　共済団体は、法第十六条の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一　共済団体が一般社団法人若しくは一般財団法人であって、かつ共済団体が合併後存続する場合又は共済団体が特定非営利活動法人である場合

イ　理由書

ロ　合併契約の内容を記載した書面

ハ　当事者である共済団体の合併を決議した社員総会若しくは評議員会の議事録又はその謄本その他の必要な手続があったことを証する書面

ニ　各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書

ホ　当事者である共済団体が実施する共済事業の共済契約について、その種類ごとに共済契約者の数、共済契約の件数及び共済金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

ヘ　合併後存続する共済団体又は合併により設立される共済団体の定款の案

ト　合併後存続する共済団体又は合併により設立される共済団体の事業計画書

チ　合併後存続する共済団体又は合併により設立される共済団体の合併後における収支の見込みを記載した書面

リ　合併費用を記載した書面

ヌ　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条第二項若しくは第二百五十二条第二項又は特定非営利活動促進法第三十五条第二項の規定による公告又は催告をしたこと及び異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

ル　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十九条第二項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

ヲ　各当事者の従前の定款

ワ　合併に際して就任する理事、監事又は評議員があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書

カ　合併後存続する共済団体又は合併により設立される共済団体が子法人を有する場合には、当該子法人の収支の見込みを記載した書面

ヨ　その他法第十六条の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

二　前号に掲げる場合以外の場合

イ　理由書

ロ　合併契約の内容を記載した書面

ハ　当事者である共済団体の合併を決議した社員総会若しくは評議員会の議事録又はその謄本その他の必要な手続があったことを証する書面

ニ　各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書

ホ　合併費用を記載した書面

ヘ　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条第二項又は第二百五十八条第二項の規定による公告又は催告をしたこと及び異議を述べた債権者があるときは、その者に対して弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

ト　当事者である共済団体が実施する共済事業の共済契約（次条第三項に規定する共済契約を除く。）がないことを証する書面

チ　当事者である共済団体が実施する共済事業の次条第三項に規定する共済契約があるときは、当該共済契約の処理方針を記載した書面

リ　各当事者の従前の定款

ヌ　その他法第十六条の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　前項の承認申請書は、共済団体を全部の当事者とする合併の場合にあっては、当事者である共済団体の連名で提出しなければならない。

（合併の承認）

第三十六条　行政庁は、前条第一項第一号に規定する場合における承認の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一　当該合併が、共済契約者等の保護に照らして、適当なものであること。

二　当該合併後存続する共済団体又は当該合併により設立する共済団体が、合併後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

2　行政庁は、前条第一項第二号に規定する場合における承認の申請があったときは、当該合併が共済契約者等の保護に欠けるおそれのないものであるかどうかを審査しなければならない。

3　前項の場合において、当該共済団体が実施する共済事業の共済契約（次の各号に掲げる共済契約を除く。）がある場合には、法第十六条の承認をしないものとする。

一　法第十六条の承認の申請（次号において単に「申請」という。）の日において既に共済事故が発生している共済契約（当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。）

二　申請の日において既に共済期間が終了している共済契約（申請の日において共済期間の中途で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）

（吸収合併の効力）

第三十七条　前条第一項の承認を受けたことにより、共済規程に定めた事項を、当該承認に係る合併により消滅する共済団体の共済規程に定めた事項を付加した内容に変更しなければならない場合においては、当該合併が効力を生じたときに、法第六条第二項の規定による承認を要する事項については、その承認を受けたものと、同条第三項の規定による届出を要する事項については、届出があったものとみなす。

第八章　雑則

（行政庁の変更を伴う場合の手続）

第三十八条　行政庁の変更（文部科学大臣から都道府県教育委員会に行政庁が変更する場合を除く。）を伴う共済規程の変更又は合併の承認に係る第九条第一項又は第三十五条第一項第一号の承認申請書は、変更前の行政庁を経由して変更後の行政庁に提出しなければならない。

2　前項の場合において、当該共済規程の変更又は当該合併の承認をしたときは、変更後の行政庁から事務の引継ぎを受けなければならない。